

政財 第 88 号
令和 5 年 10 月 16 日

各 部 局 長 様
教 育 部 長 様
警 察 本 部 長 様
企 業 局 長 様
がんセンター局長 様

政 策 調 整 会 議
(政策推進担当部長)

令和 6 年度当初予算編成要領（通知）

長期化する物価高騰や、これまでの想定を超えて激甚化する自然災害など、本県を取り巻く喫緊の課題に対し、速やかな対応が求められている。加えて、少子化を中心とした人口減少対策、県内経済の力強い発展、脱炭素・循環型社会の構築、新たなデジタル技術の活用など、将来を見据えた新たな施策にも積極的に取り組む必要がある。

令和 6 年度当初予算編成に当たっては、このような行政需要に引き続き的確に対応し、富国徳の「美しい“ふじのくに”」の実現に向けて、「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」に掲げる施策を着実に推進していく。

一方、現時点の来年度予算の収支試算では、今年度並みの一般財源総額を確保できるものの、社会保障関係経費をはじめとする義務的経費の増加等により、昨年同時期の試算を上回る 524 億円程度の財源不足が見込まれている。

このため、財政運営の目標である令和 7 年度末の収支均衡の達成に向けて、歳出のスリム化と歳入の確保を徹底し、健全財政を堅持する。

各部局においては、部局調整案の提出に当たり、こうした点を十分に認識するとともに、国の予算編成の動向等にも留意した上での的確に対応するよう通知する。

記

第1 基本方針

- 1 富国有徳の「美しい“ふじのくに”」の実現に向けて、「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」に基づく取組を着実に推進する。
- 2 令和7年度末の収支均衡に向けて、財源不足額の圧縮に取り組むとともに、将来にわたって安心な財政運営を堅持する。

第2 予算編成における取組

1 新ビジョンの着実な推進（財源の重点配分）

（1）イノベーション事業

本県が直面する課題の解決に向け、各部局長のトップダウンによる先進的でチャレンジ性のある取組を「イノベーション事業」として、事前の知事協議を経た上で、所要額による部局調整案の提出を可能とする。

複数年度にわたる予算計上を念頭に置くほか、該当所属における事業量の増加を踏まえ、職員の配置を含めた対応を図る。

（2）重点課題推進枠

戦略的政策展開の指定テーマに基づき、各部局が重点的に実施する取組は、所要額による部局調整案の提出を可能とする。

<指定テーマ>

- 1 人口減少対策
 - （1）自然減対策
 - （2）社会減対策
- 2 新型コロナからの回復
 - （1）経済の再生と発展
 - （2）観光・交流人口の回復と拡大
- 3 脱炭素・循環型社会の構築
- 4 新たなデジタル技術の活用

2 財源不足への対応

厳しい財政状況の中、新ビジョンに掲げる収支均衡を達成しつつ、新たな行政課題に着実に対応するため、歳出のスリム化と歳入確保を徹底する。

(1) 部局の事業見直し

徹底した事業のビルド・アンド・スクラップや、決算状況等を踏まえた計上額の適正化、国庫支出金、外部資金等の歳入確保を行った上で、部局調整案を提出する。

(2) 予算編成過程における財源確保等

義務的経費や年次計画事業等について、各部局と政策推進局との間で調整を行い、計上額を精査する。

(3) 基金の活用

本年度の歳入確保、歳出の見直しにより捻出された財源を、令和5年度2月補正予算において財政調整用基金に積み増し、令和6年度の財源不足に活用する。

3 活用可能基金の確保

将来にわたって安心な財政運営を堅持するため、令和5年度当初予算編成後と同程度の基金残高を確保する。

- ・翌年度以降活用可能な基金残高 200億円程度

4 県債（通常債）残高の抑制

令和5年度に引き続き、県債の新規発行額を償還額の範囲内に抑制する。

5 留意点

(1) 物価高騰対策

令和5年度当初予算に引き続き、中長期的な視点に立ち、新事業展開や省エネルギー化など、社会経済の変化に対応できる強靱な社会を目指し、対策を講じること。

なお、国の予算編成や経済対策の動向等を踏まえ、予算調整の過程で必要な対応を検討する。

また、指定管理施設の委託料については、指定管理者を指定する時点で複数年にわたる協定を締結していることから、予算調整の過程で必要な対応を検討する。

(2) 「こども・子育て支援加速化プラン」関連事業

国の概算要求において、「同プランの内容の具体化の取扱いについては、予算編成過程において検討する」とされていることから、国の動向を踏まえ、予算調整の過程で検討する。

(3) その他

今後の国の予算編成の動向や地方財政対策、本県の税収の状況等によっては、予算編成全体のフレームを見直す場合があるので、留意すること。

第3 部局調整案提出基準

部局調整案の提出基準は、以下のとおりとする。

所要額により提出する事業は、経費を十分に精査し、真に必要な額とすること。

区分		提出基準
別 枠 事業	・イノベーション事業	事前の知事協議を踏まえた所要額
	・重点課題推進枠	所要額
	・「こども・子育て支援加速化プラン」関連事業	所要額 〔国の加速化プランに基づき、全国的な制度として実施される取組に限る〕
<ul style="list-style-type: none"> ・義務的経費 ・義務的経費に準ずる経費 ・税込関連法定経費 ・年次計画経費（債務負担） 		所要額
<ul style="list-style-type: none"> ・政策的経費 ・年次計画経費（債務負担以外） 		別に示す部局ごとの一般財源の範囲内 < 枠配分 >
<ul style="list-style-type: none"> ・一般公共・直轄 		別に示す提出基準による

(注) 義務的経費、義務的経費に準ずる経費及び年次計画経費（債務負担）の一般財源削減額については、政策的経費及び年次計画経費（債務負担以外）の枠配分額に加えることができる。ただし、部局調整案の提出前に財政課と協議済のものに限る。